

13. グラウンド・コート柵工の支柱に用いるコンクリート柱については、プレキャストコンクリート製とし、表面は平滑で傷のないものとする。
14. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月日を刻印したものを使用するものとする。

8-4-5-3 ダッグアウト工

ダッグアウト基礎、ダッグアウト設置、ダッグアウト整備の施工については、8-3-12-3 四阿工 の規定によるものとする。

8-4-5-4 スコアード工

スコアード基礎、スコアード設置、スコアード整備の施工については、8-3-12-3 四阿工 の規定によるものとする。

8-4-5-5 バックネット工

1. 受注者は、バックネット基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が偏心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。
2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. 受注者は、バックネット支柱の建て込みについては、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を確認後、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。
4. 受注者は、金網の施工については、たるみのないように取り付けなければならない。
5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 受注者は、バックネット支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰め砂を入れてモルタルやシーリング材で仕上げなければならない。

8-4-5-6 競技施設工

1. 受注者は、競技施設工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、ファールポールの設置については、ファールポールはファールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ポール上端のキャップの有無、据え付け角度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据え付け角度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
4. 受注者は、ポストのボルト、ナットまたは軸による接合部については、緩み、抜け落ちがないように止めネジ、座金、割ピン等を用いて十分締めつけなければならない。
5. 受注者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面からの高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据え付け強度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
6. 受注者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面になるように仕上げなければならない。
7. 受注者は、使用するファールポール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板がJIS製品以外の場合は、施工前に品質を証明する資料を作成し、工事監督員に提出しなければならない。
8. 受注者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、製造所の仕様によるものとする。
9. 受注者は、センターガイドの施工については、設計図書に示す位置に施工しなければならない。
10. 受注者は、ピッチャープレートの施工については、規格品のピッチャープレートを使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。
11. 受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、規格品のホームベース及び塁ベースを使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。
12. 受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。

8-4-5-7 スポーツポイント工

1. 受注者は、スポーツポイント工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、ラインマーク、ポイント杭、角石及び標示タイトルの施工については、設計図書に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据え付け、設置後動かないように施工しなければならない。

8-4-5-8 審判台工

1. 受注者は、審判台工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平に注意し、ねじれないように施工しなければならない。

8-4-5-9 掲揚ポール工

掲揚ポールの施工については、8-3-11-11 掲揚ポール工 の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

8-4-5-10 衝撃吸収材工

1. 受注者は、衝撃吸収材工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、既設構造物表面に付着した塵埃^{じんあい}、粉化物を除去しなければならない。
3. 受注者は、既設構造物に小穴、亀裂または、突起物がある場合、穴埋めやサンダー処理を行い、表面を平滑にしなければならない。
4. 受注者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。

8-4-5-11 グラウンド・コート柵工

1. 受注者は、グラウンド・コート柵工の基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が偏心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。
2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の建て込みについては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 受注者は、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を確認し、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、付近の構造物に支障にならないよう努めなければならない。
4. 受注者は、金網、防球ネットの施工については、たるみのないように取り付けなければならない。
5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰め砂を入れてモルタル仕上げをしなければならない。

8-4-5-12 グラウンド・コート施設修繕工

受注者は、グラウンド・コート施設修繕の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。

第6節 公園施設撤去工

8-4-6-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、8-1-10-3 公園施設撤去工の規定によるものとする。

8-4-6-2 移設工

移設工の施工については、8-1-10-4 移設工の規定によるものとする。

8-4-6-3 伐採工

伐採工の施工については、8-1-10-5 伐採工の規定によるものとする。

8-4-6-4 伐開工

伐開工の施工については、8-1-10-6 伐開工の規定によるものとする。

8-4-6-5 発生材再利用工

発生材再利用工については、8-1-10-7 発生材再利用工の規定によるものとする。

第 5 章 自然育成

第5章 自然育成

目 次

第1節 適用	
8-5-1-1 適用	I-8-5-4
第2節 適用すべき諸基準	
8-5-2-1 適用すべき諸基準	I-8-5-4
第3節 自然育成施設工	
8-5-3-1 一般事項	I-8-5-5
8-5-3-2 材 料	I-8-5-5
8-5-3-3 自然育成盛土工	I-8-5-5
8-5-3-4 自然水路工	I-8-5-5
8-5-3-5 水 田 工	I-8-5-6
8-5-3-6 ガレ山工	I-8-5-6
8-5-3-7 粗朶山工	I-8-5-6
8-5-3-8 カントリーヘッジ工	I-8-5-6
8-5-3-9 石積土堰提工	I-8-5-6
8-5-3-10 しがらみ柵工	I-8-5-6
8-5-3-11 自然育成型護岸工	I-8-5-7
8-5-3-12 保護柵工	I-8-5-7
8-5-3-13 解説板工	I-8-5-7
8-5-3-14 自然育成施設修繕工	I-8-5-8
8-5-3-15 作業土工	I-8-5-8
8-5-3-16 自然育成型護岸基礎工	I-8-5-8
8-5-3-17 床 固 工	I-8-5-8
8-5-3-18 根 固 工	I-8-5-8
8-5-3-19 水 制 工	I-8-5-10
第4節 自然育成植栽工	
8-5-4-1 一般事項	I-8-5-11
8-5-4-2 材 料	I-8-5-11
8-5-4-3 湿地移設工	I-8-5-11
8-5-4-4 水生植物植栽工	I-8-5-11
8-5-4-5 林地育成工	I-8-5-11

第 5 節 公園施設撤去工

8-5-5-1	公園施設撤去工	I-8-5-12
8-5-5-2	移設工	I-8-5-12
8-5-5-3	伐採工	I-8-5-12
8-5-5-4	伐開工	I-8-5-12
8-5-5-5	発生材再利用工	I-8-5-12

第5章 自然育成

第1節 適用

8-5-1-1 適用

1. 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編 第3章 第10節 仮設工 の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編 の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸規準

8-5-2-1 適用すべき諸規準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

第3節 自然育成施設工

8-5-3-1 一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰提工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、床固工、根固工、水制工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、動植物の育成・生息空間を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
3. 受注者は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。

8-5-3-2 材 料

1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、現地で材料を採取する場合については、材料について工事監督員の確認を受けなければならない。

8-5-3-3 自然育成盛土工

1. 受注者は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、自然育成盛土の施工について、締め固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。

8-5-3-4 自然水路工

1. 受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。
2. 受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。
3. ごろた石積及び崩れ積の施工については、8-1-8-9 石積工 の規定によるものとする。
4. 受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して施工しなければならない。

8-5-3-5 水田工

1. 受注者は、たたき粘土の施工については、8-5-3-4 自然水路工 の規定によらなければならない。
2. 受注者は、水田土壌盛土の施工については、8-5-3-3 自然育成盛土工 の規定によらなければならない。

8-5-3-6 ガレ山工

受注者は、ガレ（自然石、コンクリート塊、管）を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

8-5-3-7 粗朶山工

受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

8-5-3-8 カントリーヘッジ工

受注者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物をからませて、動物や昆虫の成育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物がからまりやすく、かつ堅固に組み立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

8-5-3-9 石積土堰提工

1. 受注者は、土堰提を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰提の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。
2. 石積の施工については、8-1-8-9 石積工 の規定によるものとする。

8-5-3-10 しがらみ柵工

受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生育環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。

8-5-3-11 自然育成型護岸工

1. 受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
2. 受注者は、じゃかご及びふとんかごの施工については、2-1-3-14 護岸附属物工の規定によるものとする。
3. 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打ち込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。
4. 階段ブロック積み及び魚巢ブロック積みの施工については、1-3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。
5. 石張り、石積み及び雑割石張りの施工については、8-1-8-9 石積工の規定によるものとする。
6. 受注者は、かごマットの詰めの施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。

また、かご材を傷つけないように注意するとともに、詰め石の施工の際、外壁、仕切が扁平にならないように留意しなければならない。

7. 受注者は、かごマットの中詰め用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石、または割ぐり石を使用しなければならない。
8. 受注者は、木杭の施工については、木杭の材質が設計図書により難しい場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、虫喰い、割れ、曲がりのない材料を使用しなければならない。
9. 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。
10. 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の口元を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、梢柳の小枝を取り除いた帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。
11. 受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵を造り、中詰めぐり石の小口を表面に出して奥深く張る、ゴボウ張りに仕上げなければならない。
12. 種子吹付、筋芝、市松芝の施工については、8-1-6-7 植生工の規定によるものとする。
13. 採取土覆土及び構入土覆土の施工については、第1編 第4章 第3節 河川土工（築堤工）・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。

8-5-3-12 保護柵工

保護柵工の施工については、8-3-11-8 柵工の規定によるものとする。

8-5-3-13 解説板工

受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に注意し、ねじれのないようにしなければならない。

8-5-3-14 自然育成施設修繕工

自然育成修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。

8-5-3-15 作業土工

作業土工の施工については、1-3-3-3 作業土工 の規定によるものとする。

8-5-3-16 自然育成型護岸基礎工

1. 法留基礎、プレキャスト法留基礎内施工については、1-3-4-3 法留基礎工 の規定によるものとする。
2. 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、1-3-4-3 法留基礎工 の規定によるものとする。

8-5-3-17 床固工

1. 受注者は、床固め工の施工について、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。
2. 多段式落差、スロープ式護岸、堰提の左官仕上げについては、8-3-14-5 左官仕上げ工 の規定によるものとする。
3. 堰提の石積み、石張りの施工については、8-1-8-9 石積工 の規定によるものとする。

8-5-3-18 根固工

1. 受注者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。
2. 受注者は、乱杭の施工については、乱杭の材質が設計図書により難い場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、虫喰い、割れ、曲がりのない材料を使用しなければならない。
3. 受注者は、乱杭の先端は、角すい形に削るものとし角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。
4. 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。
また、使用する方格材を組み立て可能なように加工しなければならない。
5. 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割り正しく配列し、鉄線の方格材に緊結しなければならない。
6. 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。
7. 受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きな石を用い、詰め石の空隙を少なくするように充填しなければならない。
8. 受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合は幹部水制の方格材組立について

は、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。

9. 受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条4項～8項の規定により施工しなければならない。
10. 受注者は、粗朶沈床の施工について、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締め付け、垂鉛引鉄線、またはシュロ縄等で結束し、この間2箇所を二子縄等で結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。
11. 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。
12. 受注者は、粗朶沈床の施工については、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。
13. 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。
14. 受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。
15. 受注者は、粗朶沈床の施工について、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。
16. 受注者は、吸い出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。
17. 受注者は、粗朶単床の施工については、本条10項～13項の規定によらなければならない。
18. 受注者は、異型ブロック積みの施工については、1－3－5－3 コンクリートブロック工の規定によらなければならない。
19. 受注者は、捨石基礎の施工については、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
20. 受注者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合は施工方法について、工事監督員と協議しなければならない。
21. 受注者は、施工箇所における河川汚濁防止に努めなければならない。
22. 受注者は、捨石基礎の施工については、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士、または側深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。
23. 受注者は、捨石基礎の施工については、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆがみがないよう施工しなければならない。
24. 受注者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。
25. 植生根固めの施工については、本編 第2章 植栽 の規定によるものとする。
26. 受注者は、じゃかご及びふとんかごの施工については、8－5－3－11 自然育成型護岸工 の規定によらなければならない。

8-5-3-19 水制工

1. 受注者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、水制工の施工における水制群中の各水制の設置方法及び順序について、施工計画書に記載しなければならない。
3. 木工沈床、改良沈床、粗朶沈床、粗朶単床、吸い出し防止材、捨石の施工については、8-5-3-18 根固工 の規定によるものとする。
4. 元付けの施工については、第1編 第5章 無筋・鉄筋コンクリート の規定によるものとする。

第4節 自然育成植栽工

8-5-4-1 一般事項

1. 本節は、自然育成植栽工として、湿地移設工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。

8-5-4-2 材 料

1. 受注者は、使用する材料については、設計図書によらなければならない。
また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。
2. 受注者は、使用する材料については、みだりに天然物を採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。
また、採取場所については工事監督員の承諾を得なければならない。
3. 水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。
 - (1) 水生植物の材料の形状は設計図書によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。
 - (2) 茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

8-5-4-3 湿地移設工

受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、施工前に十分調査の上、時期、工法の施工計画を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。

8-5-4-4 水生植物植栽工

受注者は、水生植物植栽工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。

8-5-4-5 林地育成工

1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。
2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採時期が設計図書により難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。

4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切り株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。
5. 受注者は、株立整理の施工については、一株当たり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。
6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切り取らなければならない。
7. 受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、施工時期が設計図書により難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。
8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。
9. 受注者は、発生木材処分の施工については、樹木の主枝を切断の上、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。
また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書により難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。

第5節 公園施設撤去工

8-5-5-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、8-1-10-3 公園施設撤去工の規定によるものとする。

8-5-5-2 移設工

移設工の施工については、8-1-10-4 移設工の規定によるものとする。

8-5-5-3 伐採工

伐採工の施工については、8-1-10-5 伐採工の規定によるものとする。

8-5-5-4 伐開工

伐開工の施工については、8-1-10-6 伐開工の規定によるものとする。

8-5-5-5 発生材再利用工

発生材再利用工については、8-1-10-7 発生材再利用工の規定によるものとする。